川根本町建設工事請負契約約款 新旧対照表

現行	改正後(案)
第1条~第35条 (略) (前払金の使用等) 第36条 受注者は、前払金を当該建設工事の材料費、労務費、 機械器具の賃借料又は購入費(当該建設工事において償却 される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、 修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証委託契約 に係る保証料以外の支払に充当してはならない。	第1条~第35条 (略) (前払金の使用等) 第36条 受注者は、前払金を当該建設工事の材料費、労務費、 機械器具の賃借料又は購入費(当該建設工事において償却 される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、 修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証委託契約 に係る保証料以外の支払に充当してはならない。ただし、 平成28年4月1日以降新たに請負契約を締結する工事に係 る前払金については、前払金の100分の25を超える額及び第 34条第2項に規定する前払金を除き、現場管理費及び一般
第37条~第59条 (略)	管理費等のうち、この工事の施工に要する費用に係る支払 に充当することができる。 第37条~第59条 (略)